

## 児童手当現況届及び子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

### <児童手当現況届について>

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」の提出をしなければなりません。これは、6月1日における状況を把握し、児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうか確認するためのものです。提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなります。

現況届の用紙は、6月中旬に送付しますので6月30日（火）までに提出してください。

○対象者 中学校修了前の児童を養育している方

○手当月額（1人あたりの月額）

3歳未満 15,000円

3歳以上小学校修了前 10,000円（第3子以降15,000円）

中学生 10,000円

※所得制限があり、限度額以上の場合は特例給付として一律5,000円になります。

※第3子以降とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童のうち3人目以降をいいます。

詳細については、下記までお問い合わせください。



提出先 **本庁** 福祉課子育て支援室 ☎52-1111 内線140

**山支** 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121（代表） **美支** 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111（代表）

**緒支** 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111（代表） **御支** 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111（代表）

**問** **本庁** 福祉課子育て支援室 ☎52-1111 内線140

### <子育て世帯臨時特例給付金について>

消費税率引上げの影響等をふまえ、子育て世帯に対する臨時特例的な給付措置として、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

○対象者 平成27年6月分の児童手当受給者

※平成27年6月分の特例給付の受給者は支給対象者にはなりません。

特例給付の受給者とは、平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の方（児童1人あたり月額で一律5,000円が支給される方）をいいます。

○支給金額 1人につき3,000円

○申請方法

- ・児童手当現況届の送付者には、給付金申請書を同封して郵送しますので、申請書へ必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して申請してください。
- ・公務員の方は、勤務先で交付された「子育て世帯臨時特例給付金申請書」に必要事項を記入のうえ、「公務員児童手当受給状況証明書」と必要書類を添付して申請してください。

※必要書類は、申請書に明記されています。

○申請先

- ・返信用封筒による郵送
- ・本庁福祉課子育て支援室及び各総合支所市民福祉課窓口

○申請期間 6月15日（月）～9月15日（火）

○注意事項

- ・原則として申請期間外の申請や、平成27年5月31日時点で市内に住民票がない方の申請は受け付けできません。
- ・児童手当の現況届が未提出の場合は支給できません。必ず児童手当の現況届を提出してください。
- ・「子育て世帯臨時特例給付金」をかたった“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

**問** **本庁** 福祉課子育て支援室 ☎52-1111 内線140

厚生労働省子育て世帯臨時特例給付金ダイヤル ☎0570-037-192 み ないきゅうふ